

■新年度 地区委員の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度地区委員の選出に関する事項を定める。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在学中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。地区委員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。
なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
 - 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の 2 年任期を満了した者
 - 3) 前年度役員就任者（1 年休み）専門部長（3 年休み）地区委員長（3 年休み）学年長（2 年休み）
 - 4) 支援学級世帯・3 歳未満児のいる世帯（新年度 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
 - 5) 地区委員長の選出に関しては、各機関で責任者（長）を経験した者、未就学児のいる世帯は免除する。
 - 6) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員または次年度の派遣役員及びその補欠に確定した者
- ※）なお、上記 1）～5）対象者でも、立候補は受け付ける。

第四条 選出時期

地区委員の選出は、新年度本部役員の選出前（11 月中～12 月中）に行う。具体的な日程は、旧年度本部役員が定める。

第五条 選出方法

地区毎に旧年度地区委員にて選出する。所定人数の役員と補欠者（指定地区は委員長・副委員長および補欠者）を、現 5 年生（補欠者は現 4 年生）の保護者から選出し始め、該当者がいない場合、順次下の学年にて選出して行く。なお、地区委員長は地区委員を兼務する。（令和 6 年度補欠者より運用）
また、旧年度の補欠者より新年度の地区委員を繰上げ当確する。（※平成 27 年度の補欠者より運用）
地区委員と補欠者の決定後、旧年度地区委員長経由で旧年度会長へ報告する。

第六条 選出人数・地区委員長・副地区委員長

地区毎の選出人数は、別表の通りとする。（◎：地区委員長、○副委員長を 1 名選出する）

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
箱塚	1	1	1	1	1○	1◎
一色・ラバンテ	1	1	1	1	1	1○
暁 1-2	1	1	1	1	1	1
暁 3-4	2	2	2	2	2	2
団地市営	1	1	1	1	1	1
団地県営	1	1	1	1		
桜島 1	1	1	1	1	1	1
桜島 2-3（南・東）	2	2	2	2	2	2
桜島 4・南玉垣苑	2◎	1	1	1	1	1
桜島 5	2○	3◎	2	2	2	2
桜島 6（北・南）	2	2○	2◎	2	2	2
野町東	3	3	3○	3◎	2	2
石垣・末広・桜島 7	3	3	3	3○	3◎	3

第七条 守秘義務

選考に関わる地区委員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

改訂：令和 5 年 1 月 13 日 改訂：令和 5 年 10 月 27 日 改訂：令和 6 年 10 月 25 日 改訂：令和 7 年 2 月 28 日

■新年度・本部役員候補者の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度の本部役員候補者に関する事項を定める。なお、当細則の定めに関わらず、教職員を対象とする顧問・書記・会計の候補者については、原則として総会開催時点で校長・教頭の職についている者を選出する事とする。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。本部役員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、それ以降に発生する全ての在校児童（未就学児など、将来に発生する在校児童も含む）に関して、役員の選出に関わる一児童一回の責務を果たしたものとする。なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

以下に挙げる対象者は、新年度本部役員候補者の対象を免れる。

- 1) 本部役員経験者
- 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の 2 年任期を満了した者
- 3) 前年度役員就任者（1 年休み）専門部長（3 年休み）地区委員長（3 年休み）学年長（2 年休み）
- 4) 支援学級世帯・未就学児のいる世帯（新年度 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
- 5) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員または次年度の派遣役員及びその補欠に確定した者
- 6) 新年度の地区委員および補欠に確定した者（なお、1～5 に該当する者の、立候補は受け付ける。）

第四条 選出時期

原則として、毎年度 1 月中より募集を行い、1 月末までに選出することとし、具体的な日程は選挙管理委員会が定める。

第五条 選出方法

下記の優先順位に従い立候補または抽選により選出する。

（高学年から順に、以下①～③の手順で規定数を抽選にて選出する。）

- ① 立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、協議・抽選により選出する。）信任投票はしない。
- ② 対象児童で一度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③ 免責対象以外の世帯が全員責務完了している場合、前年度役員で対象児童の責務が未完了の者を対象に選出する。
- ④ 前述③において選出対象者がいない場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任した者は免除する。

上記②～④に定める責務の履歴は、会員が委任状兼選出くじに申告記入し、選挙管理委員会にて過去の総会資料でもって確認することとする。本部役員の就任は、全会員の 2 分の 1 以上の承認で決定する。

第六条 選出対象者

各役職の選出対象者は以下の通りとする。

- 1) 顧問：旧年度の会長（途中、顧問に事故があるときは、前年度本部役員に会長が委嘱する。）
- 2) 会長：旧年度の第一副会長
- 3) 第一副会長：現 3 年生の保護者 1 名（立候補は現 1 年生、2 年生、3 年生の保護者より受け付ける）
- 4) 第二副会長：現 3 年生の保護者 1 名（立候補は現 1 年生、2 年生、3 年生の保護者より受け付ける）
- 5) 会計・書記：現 1 年生の保護者 2 名、現 2 年生の保護者 2 名、現 4 年生の保護者 1 名
現 5 年生の保護者 1 名の合計 6 名で協議し、各職 3 名ずつ就任する。
※各学年の定数に基づき選出するが、立候補者がいない学年があった場合は、立候補者を優先し選出する。

第七条 守秘義務

選考に関わる選挙管理委員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

改訂：令和 5 年 1 月 13 日 改訂：令和 5 年 10 月 27 日 改訂：令和 6 年 10 月 25 日

■新年度 サポート委員の選出に関する細則

第一条

この細則は、桜島小学校 PTA 会則に定める新年度のサポート委員選出等に関する事項を定める。

第二条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。サポート委員に選出され、会則に定める任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。

第三条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
 - 2) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員の 2 年任期を満了した者
 - 3) 前年度役員就任者（1 年休み）専門部長（3 年休み）地区委員長（3 年休み）学年長（2 年休み）
 - 4) 支援学級世帯・未就学児のいる世帯（新年度 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
 - 5) 新年度の本部役員・地区委員及びその補欠に確定した者
 - 6) 鈴鹿市 PTA 連合会 派遣役員及びその補欠
- ※) なお、上記 1) ～ 5) 対象者でも、立候補は受け付ける。

第四条 人数および選出時期

サポート委員は学年単位（クラス×1 名）で選出する。選出時期は 1 月の本部役員選出時に同時に選出する。（選出時 1 年生から 5 年生より選出）

第五条 選出方法

下記の優先順位に従い立候補または抽選により選出する。（高学年から、以下の手順で抽選する。）

- ① 立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、抽選により選出する。）
- ② 対象児童以外の児童も含めて一度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③ 複数の児童を持つ保護者のうち、対象児童を除く 1 名の児童について責務を果たしている者を対象とする抽選による選出。
- ④ 複数の児童を持つ保護者のうち、対象児童を除く複数の児童について責務を果たしている者を対象とする抽選による選出。
- ⑤ 免責対象外の世帯が全員責務完了している場合、前年度役員で対象児童の責務が未完了の者を対象に選出する。
- ⑥ 前述⑤において選出対象者がいない場合、未就学児のいる世帯の免責を外す。
- ⑦ 前述⑥において選出対象者がいない場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任した者は免除する。

上記②～⑦に定める責務の履歴は、会員が委任状兼選出くじに申告記入し、旧年度運営委員にて過去の総会資料でもって確認することとする。

第六条 その他役職

学年ごとサポート委員の中から副学年長(1 名)を決定する。

第七条 守秘義務

選考に関わる役員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。

改訂：令和 5 年 1 月 13 日

改訂：令和 5 年 10 月 27 日

改訂：令和 6 年 10 月 25 日

改訂：令和 7 年 2 月 28 日

■鈴鹿市 PTA 連合会への派遣役員の選出に関する細則

鈴鹿市 PTA 連合会（以下、市 P 連）とは、鈴鹿市内の幼稚園・小学校・中学校の各単位 PTA から代表して派遣された役員から構成される連合会です。

第一条

この細則は、市 P 連会則第 10 条に基づき、派遣役員に関する事項を定める。

第二条 選出時期および報告

- 1) 下記の白子中学校ブロック内の小学校 3 校が、輪番制により派遣役員 1 名を該年度の前年中（市 P 連への報告締切迄）に PTA 会員より選出する。具体的な日程は役員が定める。
- 2) 派遣役員が決定した後、鈴鹿市 PTA 連合会と白子中学校 PTA 会長に報告する。[該年度の前年末（12 月末）迄] 輪番表（◎：任期 2 年、○：任期 1 年）

小学校名	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
稲生小学校			◎			○	
旭が丘小学校	◎			○			
桜島小学校	選出	○		選出	◎		選出

第三条 役員就任の責務

会員は、会則の定め通り、原則として児童の在校中に一子につき一回、いずれかの役員の任に就く責務を有する。市 P 連派遣役員に選出され、その任期を満了した者は、同責務を果たしたものとする。ただし、市 P 連派遣役員で、任期 2 年の役を満了した者については、それ以降に発生する全ての在校児童（未就学児など、将来に発生する在校児童も含む）に関して、役員の選出に関わる一児童一回の責務を果たしたものとする。なお、前任者の退任等に従い期中に選出された役員については、前任者の残任期間を任期とし、同任期を満了した場合、同責務を果たしたものとする。

第四条 免責事項

- 1) 本部役員経験者
 - 2) 市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者
 - 3) 支援学級世帯・未就学児のいる世帯（派遣される年度の 4 月現在）・通訳を必要とする世帯・妊婦
 - 4) 選出時に本部役員・地区委員・地区委員補欠・サポート委員に確定した者
 - 5) 専門部長・地区委員長は 3 年休み、学年長は 2 年休み
- ※）なお、上記 1）～5）対象者でも、立候補は受け付ける。

第五条 選出方法

下記①→③の手順で選出する。

- ①立候補による選出（立候補者が定数を上回る場合、協議・抽選により選出する）
- ②対象児童で、1 度も責務を果たしていない者を対象とする抽選による選出。
- ③免責対象以外の世帯が全員責務完了している場合、全ての役員経験者より抽選する。なお、本部役員及び市 P 連派遣役員の 2 年任期を満了した者、1 児童につき 2 回以上役員就任したものは免除する。

第六条 選出対象者

市 P 連派遣役員の選出対象者は、派遣する年度によって以下の通りとし、補欠 1 名もあわせて選出する。

- ・ 2 年任期の年度：選出時に 1 年生～4 年生（該年度には、2 年生～5 年生になる）保護者より 1 名及び補欠 1 名
- ・ 1 年任期の年度：選出時に 1 年生～5 年生（該年度には、2 年生～6 年生になる）保護者より 1 名及び補欠 1 名

第八条 活動

派遣役員は、市 P 連活動に参加し、何か周知すべき事柄等がある場合は、必要に応じて運営委員会で報告及び協議する。

第七条 守秘義務

選考に関わる役員は、選考上知りえた個人情報について、守秘義務を持つものとする。

附則 この細則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

制定：平成 27 年 1 月 23 日

改訂：令和 5 年 1 月 13 日 改訂：令和 5 年 10 月 27 日 改訂：令和 6 年 10 月 25 日